

令和 7 年 11 月 25 日

役員の給与及び退職手当の支給基準

役員の給与及び退職手当の支給基準は次のとおりです。（非常勤理事は無給）

- 給与

給与の種類	支給基準など	
俸給月額（単位：千円）	理事長	977
	理事	797
	監事	756
特別調整手当	俸給月額×0.20	
本部業務調整手当 （単位：千円）	51.8	
通勤手当	軽自動車検査協会の規定に基づき実費を支給	
単身赴任手当	軽自動車検査協会の規定に基づき実費を支給	
特別手当	{(俸給月額＋特別調整手当)＋俸給月額×0.25＋(俸給月額＋特別調整手当)×0.2}×3.5（支給割合：年間）	

- 退職手当

退職日における俸給月額×0.25×在職期間(月数)×0.837

この情報は、「特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）」、「公務員制度大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）」及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）」に基づき公表しています